

宇部市就学援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資するため、就学援助費（以下「援助費」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 援助費は、宇部市立小中学校に就学する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して交付する。ただし、宇部市外の公立小学校、中学校及び中等教育学校に就学する児童生徒の保護者が宇部市に居住しているものも同様とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定める者。
- (2) 生活保護法第6条第2項に定める者に準ずる程度に困窮していると、教育委員会が認めた者。

2 前項第2号に定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
- (2) 児童生徒の属する世帯の前年中の所得が、特別支援教育就学奨励費の需要測定に用いる基準額に基づき、教育委員会が定めた基準額の1.3倍未満の者
- (3) 経済的理由によって、生活状態が悪く、就学困難と認められる者

(援助費の交付)

第3条 援助費は、次に掲げるものについて、生活保護法により援助が行われているものを除き、単給又は併給して交付するものとする。なお、市外へ就学している児童生徒の保護者に対しては(1)から(6)を、市外から就学している児童生徒の保護者に対しては(7)及び(8)を援助するものとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 通学費
- (5) 修学旅行費
- (6) 新入学児童生徒学用品費等
- (7) 医療費
- (8) 学校給食費

2 援助費の額は、文部科学大臣が定める国の補助限度額を基準として、毎年度、予算の範囲内で教育委員会が定める。

(申請)

第4条 援助の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 教育委員会は、申請書が提出されたときは、申請者の生活状況、所得状況及び他法の適用関係を調査し、援助費の交付の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する場合において必要があるときは、学校長、民生委員又は福祉事務所長の意見を求めることができる。

(通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定により、援助費の交付を決定したときは就学援助費交付決定通知書(様式第2号)により、援助費を交付しないことを決定したときは、就学援助費不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、援助費の交付を決定するに際し、条件を付することができる。

(交付の方法)

第7条 教育委員会は、申請者が申請書で選択した口座に援助費を振り込むものとする。

(交付の方法の変更)

第8条 教育委員会は、援助費の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)が援助費のうち学校長へ支払うべき費用の納入を怠ったときは、当該費用を学校長の口座への振り込みに変更することができる。

(異動等)

第9条 被交付者は、次にあげる事実のいずれかが生じたときは、異動・変更届(様式第5号)により、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(1) 申請者及び児童・生徒の氏名・住所が変わる場合

(2) 転校した場合

(3) 振込口座を変更する場合

(4) 受給を辞退する場合

(5) 世帯構成が変更する場合

(交付の取消し)

第10条 教育委員会は、被交付者の扶養する児童生徒に、年度の途中において次に掲げる事実のいずれかが生じたときは、その事実の発生した時点で援助費の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 生活保護法に基づく教育扶助の受給者となった場合

(2) 他の市町村に転出した場合

(3) 世帯の経済状態が好転した場合

(4) 当該児童生徒が死亡した場合

(5) 虚偽の方法により援助費の交付を受けた場合

(返納)

第11条 教育委員会は、前条の規定により援助費の交付の決定を取り消したとき及び次に掲げる事実のいずれかが生じたときは、学校長を経由して援助費の返納を命ずることができる。

(1) 援助費を辞退した場合

(2) 精算に伴う返納金がある場合

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。